

## 災害時等における給電装置の貸与に関する協力協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社高砂製作所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内で自然災害や大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して給電装置の貸与を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応や災害復興のために給電装置を必要とするときは、乙に対して給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

### （協力要請方法）

第3条 甲は、乙に協力要請するときは、協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 甲は、災害時等に対応するため速やかに協力要請をする必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を口頭で連絡することにより、乙に協力要請をすることができる。ただし、甲は口頭で協力要請をしたときは、その協力要請と同様の内容を記載した協力要請書を追って乙に提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職・氏名
- (2) 給電装置の貸与を必要とする場所
- (3) 現地担当者の職・氏名
- (4) 協力要請の理由
- (5) 協力要請する機材及び台数
- (6) 協力要請の期日及び引渡し場所
- (7) その他必要な事項

### （協力）

第4条 乙は、甲からの協力要請があった場合、速やかに給電装置を確保し、可能な範囲内で甲に貸与するものとする。

2 給電装置の引渡し場所は、乙の事業所とする。ただし、乙が運搬する場合は甲の指定した引渡し場所で引渡しものとする。

3 引渡しの日時は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

### （使用上の留意事項）

第5条 甲は、乙より貸与を受けた給電装置を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 鶴岡市内において使用する。ただし、災害時等に対応するために移動する場合はこの限りではない。
- (3) 給電装置が故障等の理由により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡をする。

### （損害賠償等）

第6条 給電装置の使用申中又は協力要請中に発生した損害の賠償については次のとおりとする。

- (1) 本協定に基づく給電装置の貸与に係る事故等により、第三者に物的及び人的被害を与えた場合は、その損害に帰責事由がある者が責任を負うものとする。ただし、責めに帰すべき事由が不明の場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 給電装置の故障等の修理費用の負担割合については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

### （訓練の協力）

第7条 乙は、甲が実施又は後援する訓練に協力するよう努めるものとする。

### （実績報告）

第8条 乙は、第3条第1項の規定により給電装置を甲に貸与した場合は実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （費用の負担）

第9条 この協定に基づく給電装置の貸与は、無償とする。

### （通知）

第10条 甲は、協力要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、乙に通知するものとする。

### （実施細目）

第11条 本協定を実施するために必要な事項については、甲及び乙が協議の上実施細目で定めるものとする。

(連絡調整)

第12条 本協定及び本協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲及び乙があらかじめ指定した者が行う。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了し、又は変更する意思表示がないときは期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

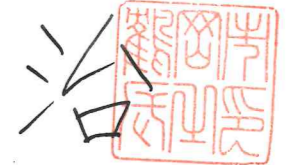
令和2年2月19日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長

皆川 治



乙 神奈川県川崎市高津区溝口1-24-16

株式会社高砂製作所

代表取締役社長

上杉 則彦

